

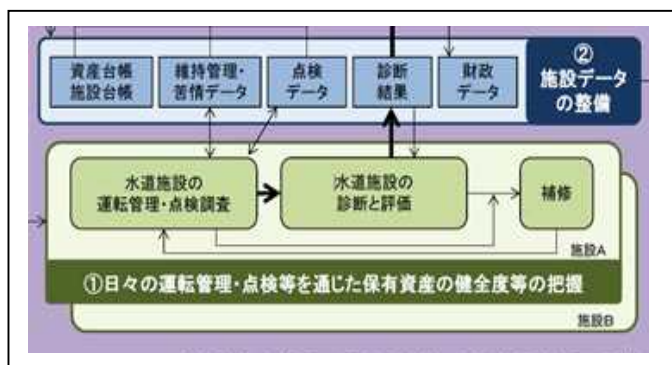
浄水施設、配水池、基幹管路等の耐震化

水道施設の耐震化を図るためには、耐震化計画に基づき事業を進める必要があります。

耐震化計画を策定する際には、優先的に耐震化を図る管路を選定するため、管路の診断が必要となります。

管路診断は主に以下の手順で行います。

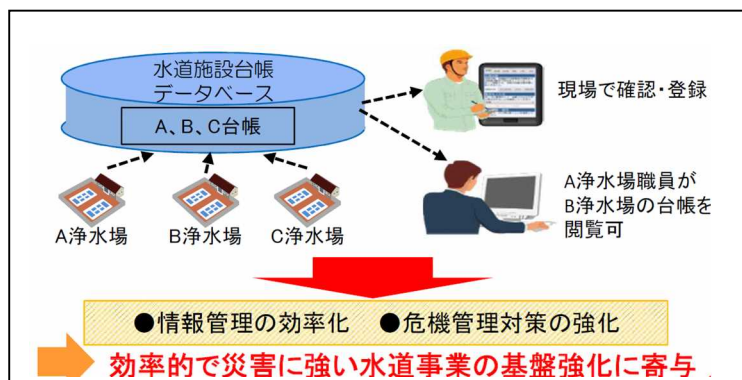
- (1) 管路情報の把握
- (2) 管路の診断（間接診断・直接診断）
- (3) 診断結果の評価



それぞれの手順は以下のとおりです。

- (1) **管路情報の把握**では、①管体情報、②埋設環境情報、③管路水理・水質情報、④事故情報、⑤苦情情報、⑥社会的影響について、情報を整理する必要があります。
- (2) - 1 : **間接診断**では、①事故率による診断、②使用年数等による定性的診断、③苦情率による診断、④漏水量による診断、⑤地震時の被害率による診断について、これらの記録等を基に、管の機能低下とその原因要素との関係を解析し、将来の変化を予測します。
- (2) - 2 : **直接診断**では、管路を直接調査し、機能を測定評価する方法で、最も信頼性の高い手法です。
- (3) **診断結果の評価**では、管路の老朽度、水理・水質、耐震性能等の機能と管路の重要度からの影響度により総合的な評価を行い、更新優先度を決定します。

要約しますと、耐震化計画を策定するにあたっては**日常の維持管理業務で得られる情報**が重要ということです。維持・修繕を行うことが水道法で義務づけられましたが、いつ、どういった対応をしたかをといった記録を保管して、活用していくことが効率的です。



【根拠文献】水道施設耐震工法指針・解説 2009年版